

佐倉市地域包括支援センター業務委託法人公募要項

平成 28 年 10 月

佐倉市 福祉部 高齢者福祉課

目 次

I 公募の目的及び概要	4
I-1 公募の趣旨（目的）	
I-2 地域包括支援センターの担当圏域及び設置数等	
I-3 業務委託の内容	
I-4 委託期間	
I-5 委託契約の更新・解除	
I-6 人員体制	
II 委託経費に関する事項	8
II-1 業務委託料等	
III 応募の資格	10
III-1 応募資格	
III-2 共同事業体による応募	
IV スケジュール	12
IV-1 応募・選考等のスケジュール（予定）	
V 申請の方法	13
V-1 公募要項配布	
V-2 公募説明会	
V-3 質問書受付・回答	
V-4 応募書類等受付	
V-5 応募に関する注意事項	

VI 選考及び契約 16

VI-1 選考等

VI-2 契約等

VII 応募書類等一覧 18

VII-1 応募書類

I 公募の目的及び概要

I-1 公募の趣旨（目的）

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者の介護・福祉・権利擁護・介護予防など様々な相談を受けて総合的に支援する役割を担っており、地域包括ケアシステム構築の中核を担う機関です。市では、平成21年度から、社会福祉法人に委託し、市内5か所において、地域包括支援センターを設置・運営しています。この度、介護保険法改正に対応した包括的支援事業等を実施するため、全ての地域包括支援センターを対象に、改めて設置・運営する法人を公募することとしました。

I-2 地域包括支援センターの担当圏域及び設置数等

地域包括支援センターの担当圏域・地域及び設置数、公募法人数については、表1のとおりです。

地域包括支援センターの設置場所については、志津南部地域包括支援センター及び南部地域包括支援センターは、市が指定する公共施設内とします。また、その他の地域包括支援センターについては、担当地域の中心地に設置するなど、利用者の利便性を確保するとともに、市と協議した上で決定するものとします。

表1. 地域包括支援センターの名称、担当圏域、設置数、担当地域及び公募法人数

地域包括支援センターの名称	担当圏域	設置数	担当地域	公募法人数
佐倉市志津北部地域包括支援センター	志津北部	1	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ユーカーが丘1～7丁目・南ユーカーが丘・西ユーカーが丘1～7丁目	1
佐倉市志津南部地域包括支援センター	志津南部	1	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1～7丁目・西志津1～8丁目	1
佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター	臼井・千代田	1	臼井・臼井田・臼井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1～3丁目・新臼井田・江原台1～2丁目・王子台1～6丁目・南臼井台・稲荷台1～4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1～7丁目	1
佐倉市佐倉地域包括支援センター	佐倉	1	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鏑木町・鏑木町1～2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1～3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1～3丁目・白銀1～4丁目・鏑木仲田町	1
佐倉市南部地域包括支援センター	根郷・和田・弥富	1	六崎・寺崎・寺崎北1丁目～6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1～4丁目・大作1～2丁目・大崎台1～5丁目・山王1～2丁目・春路1～2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲	1

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率	新規相談 件数 ※1	介護予防サービス計画 給付管理件数 ※2		
					センター直営	委託	
志津北部	40,544人	10,922人	26.9%	1,142件	312件	100件	212件
志津南部	36,481人	10,309人	28.3%	891件	258件	90件	168件
臼井・千代田	41,950人	12,370人	29.5%	818件	367件	117件	250件
佐倉	29,202人	9,480人	32.5%	741件	282件	140件	142件
南部	28,799人	7,521人	26.1%	558件	260件	82件	178件

※1 新規相談件数は、平成27年4月1日～平成28年3月31日までの1年間に、地域包括支援センターへの来所・電話等により、これまで利用のなかった者から相談があった件数です。

※2 介護予防サービス計画給付管理件数は、平成28年3月の実績です。

I-3 業務委託の内容

介護保険法（平成9年法律第123号 以下「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの機能のうち、下記（1）～（3）の業務です。

応募にあたっては、関係法令等を確認してください。

（1）包括的支援事業

（第115条の45第2項、第115条の46第7項、第115条の48）

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④生活支援体制整備事業
- ⑤多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- ⑥認知症総合支援事業
 - ア 認知症初期集中支援推進事業
 - イ 認知症地域支援・ケア向上事業
- ⑦地域ケア会議推進事業

（2）一般介護予防事業（第115条の45第1項第2号）

（3）その他の業務

※業務内容の詳細については、佐倉市地域包括支援センター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。なお、受注者は指定介護予防支援を実施するため、法第115条の22の規定に基づく指定介護予防支援事業者及び生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく指定事業者の申請をし、事業者の指定を受けてください。また、法第115条の45第1項第1号二に定める第1号介護予防支援事業を実施する機関となることから、当該業務委託契約とは別に、第1号介護予防支援事業に関し契約を締結し業務を実施していただくこととなります。

I-4 委託期間

委託期間は、以下のとおりとします。

委託期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
------	-------------------------------------

I-5 委託契約の更新・解除

(1) 委託契約の更新

平成 30 年度以降については、センター運営状況について評価をし、その運営状況が良好と認められた場合に限り、佐倉市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴取した上で、契約の更新の対象とします。

(2) 委託契約の解除

次に該当する場合、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除するものとします。その場合であっても、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うものとします。

- ・法令等を遵守しない場合。
- ・適切、公平、中立かつ効率的に実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合。
- ・その他、本市及び運営協議会が必要と認める場合。

I-6 人員体制

(1) 包括的支援事業及び一般介護予防事業に従事する者

次のア～ウに掲げる職種（以下「3職種」という。）を原則として常勤・専従で表 1 に示す人数を配置すること。ただし、常勤・専従で配置することが困難な場合や、業務の効率性を重視し、常勤換算による方法での配置も認めます。その場合であっても、3職種各 1 人は常勤・専従で配置することとします。

ア 保健師又は保健師に準ずる者

保健師に準ずるものとは、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師で准看護師は含まない。

イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者

主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

表1. 人数

	志津北部	志津南部	臼井・千代田	佐倉	南部
包括的支援事業及び一般介護予防事業従事者	8人	8人	9人	7人	7人

また、**仕様書に定める業務内容**を実施するため、下記条件を満たす必要があります。

- ① 認知症初期集中支援チームのチーム員となる者を編成するため、ア、イ、ウの職種のうち、医療保健福祉に関する国家資格を有する者で、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務に3年以上携わった経験がある者2名以上を含んでいること。
- ② 生活支援体制整備事業を主に担当する者（以下「生活支援コーディネーター」という。）をイの職種で1人配置する。生活支援コーディネーターは、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行える者とする。
- ③ 一般介護予防事業には、アの職種が携わること。

なお、3職種の配置にあたっては、バランスに配慮し、職種別最大人数4人とします。なお、センター職員は、契約時と同じ職員を継続して配置することを原則としますが、療養、出産、介護等の理由により長期休暇の取得や退職などにより職員が勤務できない場合は、速やかに代替え職員を補充することとします。

(2) 管理者

センターの運営全般の責任者として、(1)に定める従事者のうち、常勤・専従で従事する者1人を管理者とすることとします。

(3) 兼務関係

3職種（生活支援コーディネーター除く）については、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業との兼務を可能とします。ただし、3職種（生活支援コーディネーター除く）が担当する年間を通じた一月あたりのケアプランの合計件数は、表1に定める人数から生活支援コーディネーター1人を除いた数に10件を乗じて得られた数（下記ケアプラン上限数）とします。

【ケアプラン上限数】

	志津北部	志津南部	臼井・千代田	佐倉	南部
3職種が担当するケアプラン上限数/月平均	70件	70件	80件	60件	60件

Ⅱ 委託経費に関する事項

Ⅱ－１ 業務委託料等

地域包括支援センター（指定介護予防支援及び第１号介護予防支援事業を含む）の運営財源は、佐倉市からの委託料（地域包括支援センター業務委託料及び介護予防ケアマネジメント委託料※１）、介護報酬（指定介護予防支援）※２により賄われます。

業務委託料につきましては、下記「センター別委託料（予算上限額）」の範囲内とします。

なお、事務所賃借料は、受注者が支払う家賃分（１２ヶ月分）を下記地域包括支援センター別に記載された上限額の範囲内で支払うものとします。

※１ 介護予防ケアマネジメント委託料（第１号介護予防支援事業）

法第１１５条の４５第１号二に規定するサービスに係る委託料。原則的な介護予防ケアマネジメントの単価は、１件あたり４，６０１円（初回の場合は３，２１０円を加算）を予定しています。

※２ 介護報酬（指定介護予防支援）

法第５８条に規定する指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）であり、１件あたり４，６０１円（初回の場合は３，２１０円を加算）となります。（平成２８年１０月現在）

センター別 委託料（予算上限額）

地域包括支援センターの名称	科目	上限額
佐倉市志津北部 地域包括支援センター	人件費（３職種 ８人）	43,286,000円
	物件費等（事務所賃借料除く）	
	事務所賃借料	2,232,000円
	小計	45,518,000円
	事務所開設経費※１	360,000円

地域包括支援センターの名称	科目	上限額
佐倉市志津南部 地域包括支援センター※２	人件費（３職種 ８人）	43,174,000円
	物件費等（事務所賃借料除く）	
	小計	43,174,000円
	事務所開設経費※１	340,000円

地域包括支援センターの名称	科目	上限額
佐倉市臼井・千代田 地域包括支援センター	人件費（3職種 9人）	48,702,000円
	物件費等（事務所賃借料除く）	
	事務所賃借料	2,472,000円
	小計	51,174,000円
	事務所開設経費※1	420,000円

地域包括支援センターの名称	科目	上限額
佐倉市佐倉 地域包括支援センター	人件費（3職種 7人）	38,366,000円
	物件費等（事務所賃借料除く）	
	事務所賃借料	1,980,000円
	小計	40,346,000円
	事務所開設経費※1	310,000円

地域包括支援センターの名称	科目	上限額
佐倉市南部 地域包括支援センター※3	人件費（3職種 7人）	38,028,000円
	物件費等（事務所賃借料除く）	
	小計	38,028,000円
	事務所開設経費※1	290,000円

※1 事務所開設経費は、新たに事務所を開設する場合の経費です。

※2 佐倉市志津南部地域包括支援センターについては、事務所賃借料を除きます。

※3 佐倉市南部地域包括支援センターについては、事務所賃借料及び光熱水費は除きます。

Ⅲ 応募の資格

Ⅲ－１ 応募資格

業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、以下の応募資格をすべて満たす法人であること。共同事業体で申請する場合において、その構成法人も同様とします。

なお、応募に当たっては、様式2「誓約書」を提出していただき、誓約の内容に違反があった場合、失格とします。

- (1) 市が指定する公共施設内に設置する志津南部地域包括支援センター及び南部地域包括支援センターを除き、センターの事務所を、その担当圏域内において、応募法人が運営する施設及び介護保険サービス提供部門等の事務所以外の場所に設置できること。
- (2) 佐倉市内に現に介護保険サービス提供事業所（福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。）を有し、かつ、当該サービスの提供実績が平成28年10月1日現在において連続3年以上であること。
- (3) 法第115条の2第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- (4) 応募法人及びその役員等が、過去5年以内に介護サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (7) 本市における一般競争入札への参加を制限されていない団体であること。
- (8) 納税義務を有する税金（法人市民税、法人県民税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関係が認められる団体でないこと。
- (10) 公募説明会に参加していること。（13ページ V-2を参照）

Ⅲ－２ 共同事業体による応募

応募に当たっては、以下のとおり複数の法人から構成される共同事業体により応募することができます。

ただし、申請後の代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めません。また、共同事業体の構成法人又は単独で応募した法人が、同一圏域において、他の共同事業体の構成法人になることはできません。

なお、共同事業体における各構成法人は、委託業務の遂行に伴い、連帯して責任を負っていただきます。

(1) 共同事業体の名称

共同事業体は構成法人の名称とは別に、共同事業体の名称を定めてください。

(2) 代表法人

代表法人は、構成法人の中から1法人を定めてください。

審査、選定等に関する市から申請者への通知・連絡等は、代表法人に対して行います。

また、各構成法人は、代表法人に対して次の事項を委任するものとし、様式5「共同事業体協定書兼委任状」を提出してください。

- ① 佐倉市との折衝に関すること。
- ② 当該業務委託法人応募申請に関すること。
- ③ 本事業の契約締結に関すること。
- ④ 委託料の請求及び受領に関すること。
- ⑤ 他の関係法人等との調整に関すること。
- ⑥ 共同事業体に属する財産の管理に関すること。
- ⑦ その他、当該業務委託法人の応募、契約の締結に関する一切の権限

また、上記委任にあつたては、各構成法人間で協議の上、本事業に係る役割分担などを、明確にし、様式6「共同事業体内業務分担表」を提出すること。

(3) 共同事業体における資格要件

全構成法人が応募資格を満たしていることが条件となります。

(資格要件の確認のための提出書類についても全構成法人の書類〔18ページⅦ-1応募書類3～9〕を提出してください。)

Ⅳ スケジュール

Ⅳ－１ 応募・選考等のスケジュール（予定）

項目	日程	参照
(1) 公募要項配布	平成 28 年 10 月 14 日（金） ～10 月 27 日（木）	
(2) 公募説明会の開催	平成 28 年 10 月 27 日（木）	
(3) 質問書受付・回答	[受付]平成 28 年 10 月 28 日（金） ～11 月 4 日（金） [回答]平成 28 年 11 月 10 日（木）	
(4) 応募書類等受付期間	平成 28 年 11 月 21 日（月） ～11 月 30 日（水）	
(5) 書類審査	平成 28 年 12 月	
(6) 個別ヒアリング等の通知	平成 28 年 12 月	
(7) 個別ヒアリング等	平成 28 年 12 月中旬	
(8) 運営協議会に意見聴取	平成 29 年 1 月頃	
(9) 候補者の選定結果通知	平成 29 年 1 月頃	
(10) 細目協議、届出、申請等	平成 29 年 1 月頃	
(11) 契約、引き継ぎ	平成 29 年 1 月～3 月	
(12) 業務開始	平成 29 年 4 月 1 日	

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、変更する場合があります。

V 申請の方法

V-1 公募要項配布

公募要項は、以下の期間・場所で入手できます。

(1) 配布期間	平成 28 年 10 月 14 日（金）～10 月 27 日（木）
(2) 配布方法	①佐倉市ホームページにて配布します。http://www.city.sakura.lg.jp/ ②佐倉市役所社会福祉センター1階 高齢者福祉課窓口（佐倉市海隣寺町 97）にて配布します。（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

V-2 公募説明会

以下のとおり公募説明会を行います。

(1) 日 時	平成 28 年 10 月 27 日（木）午後 3 時～（午後 4 時 30 分終了予定）
(2) 場 所	佐倉市役所 社会福祉センター 地下研修室
(3) 内 容	委託業務内容、応募書類の確認等
(4) 申し込み	平成 28 年 10 月 26 日（水）午後 5 時 15 分までに、①または②により下記へお申し込みください。 ※参加者は各法人 3 名までとします。 佐倉市福祉部 高齢者福祉課 ① ファクシミリ 043-486-2503 ② 電子メール houkatu@city.sakura.lg.jp
(5) その他	応募予定者は必ず参加してください。

V-3 質問書受付・回答

本件に関する質疑応答は、文書によって行うものとします。

軽易な問い合わせを除き、電話・口頭等によるご質問にはお答えできません。

(1) 方 法	様式 1 1 「公募内容・公募条件に対する質問書」にご記入の上、18 ページ 問い合わせ先宛てに持参、電子メール、ファクシミリにより送付してください。
(2) 提出期間	平成 28 年 10 月 28 日（金）～11 月 4 日（金）午後 5 時 15 分（※必着）
(3) 回 答	平成 28 年 11 月 10 日（木）午後 5 時 15 分までに、ホームページ上にて回答します。

V-4 応募書類等受付

応募に当たっては、以下のとおり応募書類等を提出してください。

(1) 提出書類	<p>18ページⅦ「応募書類等一覧」に掲げる書類等について、必要事項を記入又は作成し、次により提出してください。</p> <p>①原則としてA4用紙縦向き（横書）、文字の大きさは10.5～12ポイントを基本とします。</p> <p>②「応募書類等一覧」において、「様式」は市が配布する定型様式により、その他の書類は任意様式により提出します。</p> <p>③「応募書類等一覧」の順に、ファイル等に綴り（糊づけ製本はしないこと）、書類の右肩にインデックス（例：様式○）をつけ、正本1部・副本7部（副本はコピー可とする。）を提出します。</p> <p>④ファイル等に綴られた書類の順に、通しページ番号を記入します。</p>
(2) 受付期間	<p>平成28年11月21日（月）～30日（水）午後5時15分まで（※必着）</p>
(3) 提出方法	<p>次のいずれかによるものとします。</p> <p>① 送付 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市 福祉部 高齢者福祉課 包括支援班</p> <p>② 応募受付窓口へ持参 佐倉市役所社会福祉センター1階 高齢者福祉課（3番）窓口 （受付：平日午前8時30分～午後5時15分）</p> <p>※窓口受付の場合は、書類確認及び形式審査を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、事前に電話にて来庁日時を連絡してください。</p>

※応募受付窓口では、書類確認及び形式審査（必要事項の有無等）を除き、申請内容に係る審査については一切行いません。

※応募受理後は、市から指示したものを除き、応募書類等の訂正、追加又は再提出等は一切認められません。

V-5 応募に関する注意事項

- (1) 応募者が、佐倉市地域包括支援センター委託法人候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）委員、本市職員その他関係者に対し、応募の採否の働きかけを行う目的で接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となります。
- (2) 応募に要する経費等は、全額を応募者の負担とします。
- (3) 応募書類等は、返却できません。また、提出された応募書類等の内容の変更又は書類の追加は、できません。
- (4) 応募書類等については、「佐倉市情報公開条例」に基づき開示請求が提出された場合、同条例に定める不開示情報を除き、開示対象の文書として請求者に開示されます。
- (5) 応募書類等の著作権は作成法人に帰属します。ただし、市は必要に応じ、応募書類の全部又は一部を使用又は複写できるものとします。

- (6) 市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 市が必要と認める場合、「Ⅲ－1 応募資格」に該当するか否かについて、関係機関に照会を行う場合があります。
- (8) 上記の事項について、応募者は、応募をもって同意したものと見なします。
- (9) 様式10 運営に関する計画書（業務実施等）の作成は、各地域包括支援センターの業務委託仕様書に記載された業務内容を踏まえて、作成してください。

VI 選考及び契約

VI-1 選考等 ※地域包括支援センターごとに選定します。

受託候補者の選定は、市が設置する選考委員会において、「佐倉市地域包括支援センター委託法人選考基準」（次ページ参照）に基づく選考を行い、運営協議会の意見を聴取した上で決定します。

1. 選考方法

選考委員会での選考は、事業計画等の提出書類とプレゼンテーション審査、ヒアリングを行い、総合的に判断し評価を行います。

2. プレゼンテーション及びヒアリング

選考委員会では、提案のあった事業計画の具体的な内容等を確認、審査するため、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

プレゼンテーション及びヒアリングは12月中に実施予定です。（詳細は後日通知します。）

3. 選考結果の通知及び公表

選考結果は、応募者全員に通知するものとし、受託候補者に選定された法人については、市ホームページ上で公表します。

VI-2 契約等

1. 契約について

受託候補者として決定した法人と市で委託条件等の細目について協議し、仕様書を作成した後、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則6号）第145条による所定の手続きを経て、業務委託契約を締結するものとします。

なお、受託候補者が契約締結までの間に、契約締結に向けた協議が整わなかった場合には、選考委員会の選考による次点の得点者を受託候補者として協議を行います。

2. 受託の辞退について

受託候補者による受託の辞退により、市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合があります。

3. 引継ぎについて

受託者は、平成29年度当初から円滑に業務を開始できるよう、平成28年度中に業務の引き継ぎ、事業計画の作成、必要な研修への参加等を行うものとします。

佐倉市地域包括支援センター委託法人選考基準

審査項目		視 点
1 法人運営に 関すること	①概要	法人理念や運営方針、安定的、継続的に法人運営が可能な財政基盤などから委託事業者に適した法人であるか。
	②実績	本業務に生かすことのできる高齢者福祉事業や介護保険サービスの提供、地方公共団体等からの委託事業などの実績があるか。
2 業務の 実行性 に 関 す る こ と	①開設計画・準備	適切な予算計画となっているか。開設に向けて問題のないスケジュールとなっているか。地域住民の利便性等を考慮し、わかりやすく、利用しやすい事務所となっているか。
	②人材の確保	本業務に必要な専門職の確保が可能であるか。研修等の人材育成のための計画、体制が整っているか。
	③運営の基本的事項	本業務における中立・公正の確保やチームアプローチの実効性など基本的な視点について理解されているか。選択した圏域の状況や課題などについて、どのように把握しているか。
	④業務内容	本業務委託の各事業の内容を把握し、実行性のある事業計画となっているか。また、各事業の目的・目標の達成に向けて有効な提案があるか。
3 業務管理に 関すること	①情報管理	個人情報保護や管理が適切かつ安全に管理できる体制があるか。自ら事業評価や業務改善の視点を持って業務を実施できるか。
	②リスク管理	24時間の相談や事故・緊急時の対応、苦情処理が適切に行われる体制となっているか。

Ⅶ 応募書類等一覧

Ⅶ-1 応募書類

	書類名	備考	様式
1	佐倉市地域包括支援センター業務委託法人 応募申込書		様式 1
2	誓約書		様式 2
3	法人概要及び事業活動の実績		様式 3
4	役員等名簿		様式 4
5	平成26年度～27年度の事業報告書		
6	平成26年度～27年度の事業年度の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)		
7	法人市民税、法人県民税及び法人事業税の 各納税証明書	直近2年分(写し可)	
8	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書	3ヵ月以内に発行の もの(写し可)	
9	法人の定款または寄付行為	原本の写し	
10	共同事業体応募に関する書類	該当の場合のみ	様式 5、6
11	委託料費用見積書		様式 7
12	運営に関する計画書(設置予定地)		様式 8
13	運営に関する計画書(配置予定専門職)		様式 9-1～2
14	運営に関する計画書(業務実施等)		様式 10

事務局(提出及び問い合わせ先)

(1) 名称	佐倉市福祉部高齢者福祉課包括支援班 (担当: 山本、石橋)
(2) 住所	〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地 (社会福祉センター1階)
(3) 電話	043-484-6138
(4) ファクシミリ	043-486-2503
(5) 電子メール	hokatu@city.sakura.lg.jp